

(記入に当たっての注意)

1. 届出者が、法人にあっては、氏名の欄は、名称及び代表者の氏名とする。
 - ・各氏名欄において、旧姓（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 13 に規定する旧氏をいいます。）使用を希望する場合は、旧姓を単記又は併記することができます。
 - ・旧姓の単記とは、申請者等の氏名欄において、旧姓のみを記載することをいいます。
 - ・旧姓の併記とは、申請者等の氏名欄において、戸籍氏に加えて括弧書きで旧姓を記載することをいいます。
2. 変更届出の場合、記の 1、2、3、4 については、当該項目につき新旧を対比させるか、別紙として新旧対照表を添付してください。
3. 記の 3 の取り扱う指定種苗の種類については、作物の区分を届け出れば足りているので、同一区内での作物の種類を増減は変更事項に該当しません。
4. 変更届出に際しては、前回の届出書の写しを参考のために添付してください。
また、登記簿の写し等、変更があった日が確認できる書類を貼付してください。
5. 指定種苗の販売事業を廃止した場合にあっては、上記変更届出の書式に準じて廃止届出を提出してください。
(注 1) 表題を「種苗業者届出（廃止）」としてください。
6. 提出は、新たに営業を開始した日、又は変更があった日（廃止を含む。）から、2 週間以内（注 2）に行ってください。2 週間を超えた場合は、遅延理由書（注 3）の提出をお願いします。
(注 2) 変更があった日は含まず、変更があった日の翌日から 2 週間以内に提出してください。
(注 3) 以下に御留意の上、作成をお願いします。
 1. 農林水産大臣宛てとしてください。
 2. 2 週間以内に申請できなかった具体的な理由及び今後注意する旨の一文を必ず記載してください。
 3. 氏名及び提出年月日を記載してください。
7. 照会先・送付先
農林水産省輸出・国際局 知的財産課 種苗企画班
〒100-8950 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-1
Tel 03-3502-8111 内線 4288
種苗業者届出書は、電子メール又は郵送により提出いただくこともできます。

【提出先アドレス】

shubyotodoke(at)maff.go.jp

※上記アドレスの(at)を@に置き換えて送信してください。

届 出 者 連 絡 先

届出書の住所と届出者の連絡先住所が異なる場合は、郵便番号及び住所を本様式内の余白にご記載願います。

担当者氏名： 種苗 太郎

電話番号： ×××-××××-××××

メールアドレス： ×××××.jp

※ 届出書の修正が必要な場合、連絡することがありますので、連絡の取れる電話番号等を記載ください

住所：〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号

記載例（新規届出）

種 苗 業 者 届 出 書

令和〇年〇月〇日

農林水産大臣 殿

住所 東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号

氏名 (株)農林種苗産業 取締役社長〇〇 〇〇

種苗法第58条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 住所 東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号

2 氏名 (株)農林種苗産業 取締役社長〇〇 〇〇

3 取り扱う指定種苗の種類
穀類、豆类、いも類、野菜、飼料作物、芝草、きのこ類

4 営業所の所在地

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号

(株)農林種苗産業 〇〇支店

(変更時の届出)

種 苗 業 者 届 出 書 (変 更)

令和〇年〇月〇日

農林水産大臣 殿

住所 東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号

氏名 (株)農林種苗産業 取締役社長△△ △△

種苗法第58条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 住所 東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号

2 氏名 (株)農林種苗産業

(旧) 取締役社長〇〇 〇〇

(新) 取締役社長△△ △△

3 取り扱う指定種苗の種類

穀類、豆類、いも類、野菜、飼料作物、芝草、きのこ類

(追加) 果樹

4 営業所の所在地

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号

(株)農林種苗産業 〇〇支店

(追加) □□府□□市□□区□□町□□丁目□番□号

(株)農林種苗産業 □□営業所